

飯塚市公共施設跡地売却実施（本庁舎第2駐車場）に係る質問及び回答

質問内容	回答
<p>1</p> <p>提出書類に、【⑦国税、都道府県及び市税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）】とありますが、事業を広域に展開している場合、どの範囲まで取得する必要がありますか。</p>	<p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税：納税証明書「その3の3」 ・ 都道府県税：福岡県税の納税証明書 <p>※福岡県に納税義務が無い場合は、法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に記載されている本店所在地の都道府県の納税証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市税：飯塚市税に滞納のない証明書 <p>※飯塚市に納税義務が無い場合は、法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に記載されている本店所在地の市町村税に滞納のない証明書</p> <p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税：納税証明書「その3の2」 ・ 都道府県税：住所地の都道府県税の納税証明書 ・ 市税：住所地の市町村税に滞納のない証明書 <p>なお、複数で応募される場合は、構成員全者分をご提出ください。</p> <p>担当部署：財産活用課 電話番号：0948-96-8252</p>
<p>2</p> <p>東側道路（柏木町立岩線）の計画道路について工事完了となっているようですが、1946-6（飯塚市）の敷地は道路の敷地とみなしてよろしいでしょうか。</p>	<p>新立岩 1946 番 6 は、市道新飯塚・川島 2 号線の市道認定区域内の道路の敷地です。</p> <p>担当部署：土木管理課 電話番号：0948-22-5511</p>
<p>3</p> <p>南側道路（伊川大谷線）は計画道路となり工事中となっておりますが、1946-7（飯塚市）と 1946-5（国土交通省）の敷地は道路とみなしてよろしいでしょうか。</p>	<p>国土交通省 九州地方整備局 北九州国道事務所 筑豊維持出張所に直接お問い合わせください。</p> <p>担当部署：財産活用課 電話番号：0948-96-8252</p>
<p>4</p> <p>計画道路の工事により地盤高さ、歩道の切り下げ、標識設置位置等の計画はありますでしょうか。</p>	<p>国土交通省 九州地方整備局 北九州国道事務所 筑豊維持出張所に直接お問い合わせください。</p> <p>担当部署：財産活用課 電話番号：0948-96-8252</p>

質 問 内 容		回 答
5	売却敷地内の既存フェンスについては、撤去可能と考えて問題ないでしょうか。また、撤去する場合の費用負担はどのようになるでしょうか。	<p>売却敷地内の既存フェンスについて、撤去は可能ですが、撤去に要する費用については売却相手方の負担とします。なお、撤去する場合の仕上げについては、財産活用課及び総務課と事前に協議をしてください。</p> <p>担当部署：財産活用課 電話番号：0948-96-8252</p>
6	売却敷地外の既存フェンス及び金属製ポールについては撤去可能でしょうか。また、撤去する場合の費用の負担はどのようになるでしょうか。	<p>売却敷地外の既存フェンスについて</p> <p>撤去は可能ですが、撤去に要する費用については売却相手方の負担とします。</p> <p>担当部署：総務課 電話番号：0948-96-8240</p> <p>売却敷地外の金属製ポールについて</p> <p>売却敷地外の金属製ポールの図示はしておりません。敷地東側にある「○」については、白地図に元から存在しており、図示しているものではありません。</p> <p>担当部署：財産活用課 電話番号：0948-96-8252</p>
7	地中埋設物の有無や土壤汚染の可能性についてご教示頂けますでしょうか。	<p>実施要領の 3 ページに記載のとおり、土壤調査、地盤調査及び地下埋設物調査は行っておりませんので、地中埋設物の有無や土壤汚染の可能性については不明です。</p> <p>所有権移転後に土壤汚染、地盤沈下及び地下埋設物が発見されても市は一切責任を負いません。</p> <p>担当部署：財産活用課 電話番号：0948-96-8252</p>
8	最終的にはどのような状態での引渡しとなるでしょうか。(例：アスファルト撤去の上、砂利敷等)	<p>実施要領の 2 ページに記載のとおり、現状有姿による売却としますので、アスファルトやフェンス、金属製ポール等を含め、現状のままでの引渡しとなります。</p> <p>担当部署：財産活用課 電話番号：0948-96-8252</p>